

意見公募の結果

規則等の題名	個人情報の保護に関する法律に係る審査基準
意見公募の趣旨	個人情報の保護に関する法律に係る審査基準について、関係法令の改正等に伴い、新設するため、意見公募を行ったものです。
規則等の案の公示の日	令和6年2月14日
提出意見	別紙1のとおり。
ご意見に対する県の考え方	別紙2のとおり。
改正後の規則	定められた審査基準
その他	

別紙 1

「提出意見」

- 1 公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては、「第9 他の制度との調整等」となっているのに、これを「第5」に移動して「他の法令による開示の実施との調整」と表現を改めた理由を明らかにすべきである。
- 2 公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては、「はじめに」の最終段落に「なお、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な個人情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。」と明記されていたにもかかわらず、これが全部削除されてしまっている。これを削除することは、該当する事例がここに掲げたものに限定されるかのように判断されて、申請拒否処分が増加することが惹起されかねない。ゆえに、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては、「はじめに」の最終段落に明記されていた「なお、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な個人情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。」との記載を本審査基準の「はじめに」において記載しなければならない。
- 3 第1の1において、本人に対して開示することによる利益と適切に比較衡量する必要がある、開示しないことによって適切に保護する必要がある利益の例示として、「国の安全」が追加されているが、千葉県個人情報保護条例においても国の安全は不開示の保護に値するとされていたにもかかわらず、あえてここで例示に追加するとなると、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求に対しては開示になっていた「国の安全」に係る情報が法に基づいて開示請求すると不開示にされる事態が惹起されかねない。ゆえに、本人に対して開示することによる利益と適切に比較衡量する必要がある、開示しないことによって適切に保護する必要がある利益の例示として、「国の安全」を追加してはならない。
- 4 個人情報の保護に関する法律に係る審査基準は、殆どが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」と同様の表現となっている。しかし、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」においては記載されている「すなわち、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型（個人に関する情報、法人に関する情報、国の安全等に関する情報、公共安全等に関する情報、審議検討中の情報、事務事業に関する情報）ごとに定性的な支障の有無等を規律するという方式を採用している。」という記載が、第1の2においては削除されている。この削除された記載は、「可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにする」という記載があるとおり、

不開示情報を限定して開示する方向性を強く示したものと解されるから、こうした記載を削除することは、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第1の2の第二段落は、「法の不開示情報の構成は基本的に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の不開示情報の構成に準拠している。すなわち、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型（個人に関する情報、法人に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議検討中の情報、事務事業に関する情報）ごとに定性的な支障の有無等を規律するという方式を採用している。また情報公開法と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。」という記述とすべきである。

- 5 第2の1において、精神科や心療内科や老人内科等に係る患者等の本人開示については、インフォームド・コンセントの権利が制限されるかのように記載しているが、精神科や心療内科や老人内科等の患者等が個人情報開示の請求をしたとしても、障害者の権利条約の種々の規定からしても、他の科の患者等が個人情報開示の請求をした場合と同様に判断すべきである。実際、警察は、精神保健福祉法に基づく強制入院のために、警察による保護や通報（警察官職務執行法第3条各号及び精神保健福祉法第23条）を行なっているから、開示請求者が精神疾患と診断されていたり疑われていたりする場合に自身の強制入院についてや実際には診察の結果として入院させられなかったことについての個人情報開示請求が行なわれているし、精神疾患と診断されていたり疑われていたりする人の家族や遺族ないし本人が医療過誤訴訟等の証拠収集活動として個人情報開示請求することも行なわれている。こうした場合に、開示された文書を見れば、本人や家族や遺族たちが不快になったり激昂したりすることがあるのは当然であり、それを防ぐために不開示とするようなことはあってはならないものである。上記の場合に限らず、個人情報開示請求というのは、現実的には民事訴訟や刑事告訴・告発や懲戒請求等のために証拠収集の一環として行なうことが多いのであるから、病状等の悪化を齎すのは、民事訴訟や刑事告訴・告発や懲戒請求等を行なわなければならなくなった原因たる危害行為の方であって、それについて追及するための証拠収集を、病状等の悪化を齎す恐れがあるなどという理由で阻むことは決して許されることではない。そもそも、個人情報に係る個人本人が個人情報開示請求をする以上、目にしたら不愉快になる記載が含まれ得ることは想定していると解されるし、たとえ、それで苦情や要望や問い合わせ等が寄せられたとしても、個人情報開示請求の趣旨に適うものと言えるから、真摯に対応すればよいのである。ゆえに、精神疾患と診断されていたり疑われていたりする個人本人や家族・遺族からの個人情報開示請求について「患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。」「このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長等に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。」として、

不開示とすべきとの方向性を定めることは断じて許されない。それに続く文として「本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。」と記載されているが、精神疾患と診断されていたり疑われていたりするというだけで、「具体的ケースに即して慎重に判断」したとしても、「開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合」にあたると判断されかねず、インフォームド・コンセントの権利の観点からも、自己情報コントロール権の観点からも、精神疾患と診断されていたり疑われていたりする人とそうでない人との間について法の下での平等に反し、違憲であると言わざるを得ない。したがって、「カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、」という記載は、削除すべきであるとともに、「精神科や心療内科や老人内科等の患者等が個人情報開示の請求をしたとしても、障害者の権利条約の種々の規定からしても、他の科の患者等が個人情報開示の請求をした場合と同様に判断すべきである。実際、警察は、精神保健福祉法に基づく強制入院のために、警察による保護や通報（警察官職務執行法第3条各号及び精神保健福祉法第23条）を行なっているから、開示請求者が精神疾患と診断されていたり疑われていたりする場合に自身の強制入院についてや実際には診察の結果として入院させられなかったことについての個人情報開示請求が行なわれているし、精神疾患と診断されていたり疑われていたりする人の家族や遺族ないし本人が医療過誤訴訟等の証拠収集活動として個人情報開示請求することも行なわれている。こうした場合に、開示された文書を見れば、本人や家族や遺族たちが不快になったり激昂したりすることがあるのは当然であり、それを防ぐために不開示とするようなことはあってはならないものである。上記の場合に限らず、個人情報開示請求というのは、現実的には民事訴訟や刑事告訴・告発や懲戒請求等のために証拠収集の一環として行なうことが多いのであるから、病状等の悪化を齎すのは、民事訴訟や刑事告訴・告発や懲戒請求等を行なわなければならなくなった原因たる危害行為の方であって、それについて追及するための証拠収集を、病状等の悪化を齎す恐れがあるなどという理由で阻むことは決して許されることではない。そもそも、個人情報に係る個人本人が個人情報開示請求をする以上、目にしたら不愉快になる記載が含まれ得ることは想定していると解されるし、たとえ、それで苦情や要望や問い合わせ等が寄せられたとしても、個人情報開示請求の趣旨に適うものと言えるから、真摯に対応すればよいのである。」との記載を追加すべきである。

- 6 第2の2の2-1の(2)において、「[他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む]」ことから、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は不開示情報となる。」と記載されているが、開示を定めたただし書きに該当したり、裁量的開示をしたりする場合は、不開示情報ではないのであるから、「不開示情報となる。」のではなく、「開示請

求者以外の特定の個人を識別することができるものとなる。」と記載すべきである。
「不開示情報となる。」としたままであれば、開示を定めたただし書きに該当することもなく、裁量的開示をすることも許されないこととなってしまう。

7 第2の2の2-2の(1)において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「例えば、千葉県情報公開条例に基づき開示される情報は、「法令等の規定」により開示請求者が知ることとなる情報となる。」という記載が、第2の2の2-2の(1)においては削除されている。この削除された記載は、千葉県情報公開条例に基づき開示される情報が「法令等の規定」により開示請求者が知ることとなる情報となるとして、開示情報であることを明記する重要な記載であるから、こうした記載を削除することは、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の2の2-2の(1)において「例えば、千葉県情報公開条例に基づき開示される情報は、「法令等の規定」により開示請求者が知ることとなる情報となる。」との記載をすべきである。

8 第2の2の2-2の(2)において、「なお、情報公開法第5条第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。」と記載されているが、千葉県の警察本部長及び公安委員会に係る審査基準であるから、千葉県情報公開条例における同種の規定も記載しておくべきである。また、この文は、「慣行として公にされ」ている情報が開示情報であることを明記する重要な記載であるから、なお書きにすべきではない。ゆえに、「千葉県情報公開条例第8条第2号ただし書きイ、情報公開法第5条第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。」との記載にすべきである。

また、「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報」として「請求者の家族構成に関する情報」が例示されて、その例示として、「妻子の名前や年齢、職業」が例示されているが、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては「配偶者や子の名前や年齢」と例示されていたのであるから、男性のみが開示請求者であることを想定した記載であると言わざるを得ず、性平等の観点から問題である。ゆえに、「妻子の名前や年齢、職業等」を「配偶者や子の名前や年齢、職業等」との記載にすべきである。

9 第2の2の2-3において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第26条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。」という記載が削除されている。こうした記載を削除することは、法においても86条2項及び3項において同様の規定を有していることからすると、開示請求者が最大限の開示を受ける利益の観点

からも、第三者の権利利益の保護の観点からも、水準が減退したと言わざるを得ない。ゆえに、第2の2の2-3において、「本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第86条第2項及び第3項の規定により、最大限の開示を実現するとともに、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。」との記載をすべきである。

10 第2の2の2-4において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「「公務員等」とは、広く公務等の遂行を担当する者をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については適用される。」、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であるときをいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務として会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。」という記載が削除されている。こうした記載を削除することは、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の2の2-4において、「「公務員等」とは、広く公務等の遂行を担当する者をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については適用される。」、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であるときをいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務として会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。」との記載をすべきである。

11 第2の2の2-4の(2)において、「情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされている」として、千葉県情報公開条例における同種の規定を記載していないが、千葉県の警察本部長及び公安委員会に係る審査基準であるから、千葉県情報公開条例における同種の規定にも記載しておくべきである。ゆえに、第2の2の2-4の(2)において、「千葉県情報公開条例では、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされ、情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされている」との記載にすべきである。

12 第2の2の2-4の(3)の最終段落において、ここでもなお書きとされているが、公務員等の氏名が開示情報であることを明記する重要な記載であるから、なお

書きにすべきではない。ゆえに、第2の2の2-4の(3)の最終段落の最初の「なお、」を削除すべきである。

13 個人情報の保護に関する法律に係る審査基準は、殆どが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」と同様の表現となっている。しかし、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」においては記載されている「「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。」という記載が、第2の3においては削除されている。この削除された記載は、事業を営む個人の当該事業に関する情報については2号によっては判断しないこととともに、事業を営む上での不当な利益が不開示の保護に値しないことを強く示したものと解されるから、こうした記載を削除することは、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の3において「「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。」と記述すべきである。

14 第2の3の3-2において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、法人等又は事業を営む個人に関する情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。」、「本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第26条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。」という記載が削除されている。こうした記載を削除することは、法においても86条2項及び3項において同様の規定を有していることからすると、開示請求者が最大限の開示を受ける利益の観点からも、第三者の権利利益の保護の観点からも、両水準が減退したと言わざるを得ない。ゆえに、第2の3の3-2において、「「人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、法人等又は事業を営む個人に関する情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。」、「本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第86条第2項及び第3項の規定により、最大限の開示を実現するとともに、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。」との記載をすべきである。

- 15 第2の3の3-3において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものである。(ア) 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報(閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。)(イ) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの(ウ) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報(エ) 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなっているもの」という記載が削除されている。この削除された記載は、上記(ア)ないし(エ)のような情報が、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものとして、開示情報であることを明記する重要な記載であるから、こうした記載を削除することは、第2の5の5-4及び5-5においては不開示とされるものをあえて列挙していることをも考え合わせると、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の3の3-3において、「次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものである。(ア) 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報(閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。)(イ) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの(ウ) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報(エ) 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなっているもの」との記載をすべきである。
- 16 第2の3の3-3の(4)において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「そして、その判断が困難なものについては、第26条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。」という記載が削除されている。こうした記載を削除することは、法においても86条1項において同様の規定を有していることからすると、開示請求者が最大限の開示を受ける利益の観点からも、第三者の権利利益の保護の観点からも、両水準が減退したと言わざるを得ない。ゆえに、第2の3の3-3の(4)において、「そして、その判断が困難なものについては、第86条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。」との記載をすべきである。
- 17 第2の5の5-4の(4)において、「捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易に

するおそれのあるものオ犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの」と記載されているが、「オ犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの」は、単なる誤記載であるとも思われるが、不要であるから削除すべきである。

18 個人情報保護に関する法律に係る審査基準は、殆どが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」と同様の表現となっている。しかし、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」においては記載されている「行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしている。」という記載が、第2の6においては削除されている。この削除された記載は、意思決定前の情報をすべて不開示とすることを否定し、可能な限り開示可能な情報は開示することを強く示したものと解されるとともに、意思決定前の情報について本号によって不開示とすることを極めて限定的にしか許されないことを明らかにしているものと解されるから、こうした記載を削除することは、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の6において「行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしている。」と記述すべきである。

19 第2の6の6-5において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「予想される支障が「不当」なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。」という記載が削除されている。この削除された記載は、不当性について判断する上では客観的に検討することを必要とするという重要な記載であるから、こうした記載を削除することは、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の6の6-5において、「上記6-2から6-4までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意

味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。」との記載にすべきである。

20 第2の6の6-6において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては「運用上の留意点」として「審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定後であっても、当該情報を開示しようとする場合には、開示することにより、当該意思決定に引き続く政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、開示することにより、なお、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるかどうか、将来予定されている同種の審議検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるかどうかの検討が必要であることに留意するものである。」との記載にとどまっているにもかかわらず、不開示情報に該当し得る情報を大量に追記しているから、不開示情報を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の6の6-6において「審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、本号の不開示情報に該当する場合は殆どなくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定後であっても、当該情報を開示しようとする場合には、開示することにより、当該意思決定に引き続く政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要となることが全くないとも言い切れない。また、開示することにより、なお、国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあるかどうか、将来予定されている同種の審議検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるかどうかの検討が必要であることが全くないとも言い切れないことに留意するものである。」との記載にすべきである。

21 第2の7において、法78条1項7号イ及びロについての記載を欠いているから、法78条1項7号イ及びロについての記載については、パブリック・コメントの対象としないまま勝手に審査基準を定めることは極めて不相当であるから、本件の審査基準のうち法78条1項7号イ及びロに係る部分については改めてパブリック・コメントの手続きを実施すべきである。特定の部分についてのみあえてパブリック・コメントの手続きから除外するということは、法78条1項7号イ及びロが不開示情報について規定した重要な箇所であることに鑑みても、本件の審査基準を定めることに係り千葉県公安委員会と千葉県警察本部長の恣意的な判断を許すことになると言わざるを得ず、到底許されない。

22 第2の7の7-1の(2)において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「適正な遂行に支障を及ぼすお

それ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。」という記載が削除されている。この削除された記載は、行政機関の長等に広範な裁量権限を与える趣旨であることを明確に否定している重要な記載である上に、適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無を判断する上では、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討することを必要とするという重要な記載であるから、こうした記載を削除することは、行政機関の長等に広範な裁量権限を与える趣旨であるかのように装って、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の7の7-1の(2)において、「当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である本規定は行政機関の長等の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長等に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。」との記載をすべきである。

- 23 第2の7の7-2の(2)において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては「「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に開示することにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にし、又は行政客体における法律違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長させるなどのおそれをいう。これは、正確な事実を把握し、その事実に基づく適正な評価、判断、決定等を確保する趣旨である。」との記載にとどまっているにもかかわらず、不開示情報や不開示情報に該当し得る情報を大量に追記しているから、不開示情報を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第2の7の7-2の(2)において「「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に開示することにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にし、又は行政客体における法律違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長させるなどのおそれをいう。これは、正確な事実を把握し、その事実に基づく適正な評価、判断、決定等を確保する趣旨である。」との記載にすべ

きである。

24 第3の1において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該個人情報を記録する行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」という記載が削除されている。この削除された記載は、部分開示に当たっては個人情報の開示請求に対する原則開示の精神に照らさなければならないことを明記する重要な記載であるから、こうした記載を削除することは、部分開示に当たっては個人情報の開示請求に対する原則開示の精神に照らさないかのように装って、少しでも部分開示しない範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第3の1において、「個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該個人情報を記録する行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」との記載をすべきである。

25 個人情報の保護に関する法律に係る審査基準は、殆どが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」と同様の表現となっている。しかし、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」においては記載されている「電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。」という記載が、第3の1の(2)においては削除されている。この削除された記載は、電磁的記録についても最大限の開示を実施することを強く示したものと解されるから、こうした記載を削除することは、少しでも部分開示することができない範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。また、「既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」と記載されているが、最大限の開示を実施するため（この点は法に基づく個人情報開示だけではなく、情報提供や千葉県情報公開条例に基づく行政文書開示についても同様である。）にも、容易に区分して除くことができるプログラムを導入しておくことが必要である。情報技術は日進月歩であるから、以前には、容易に区分して除くことができなくとも、容易に区分して除くことができるプログラムを可能な限り導入しておくべきである。ゆえに、「なお、既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」と記載を削除すべきであるとともに、第3の1の(2)において「電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録

をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。最大限の開示を実施するためにも、容易に区分して除くことができるプログラムを導入しておくことが必要である。情報技術は日進月歩であるから、以前には、容易に区分して除くことができなくとも、容易に区分して除くことができるプログラムを可能な限り導入しておくべきである。」と記述すべきである。

26 公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては、個人識別情報の例示として「氏名」が記載され、個人識別情報以外の個人に関する情報の例示として「当該個人の行動記録」という記載があったが、第3の2の(1)においては削除されている。こうした記載を削除することは、明確性、客観性を確保する観点からすると、他の例示が記載されているわけではないことに鑑みても、不適切である。ゆえに、第3の2の(1)においては、「通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体であり」ではなく、「通例は特定の個人を識別可能とする情報（例えば、氏名）と当該個人の属性情報（例えば、当該個人の行動記録）からなる「一まとまり」の情報の集合体であり」との記載にすべきである。

27 第3の2の(3)の最終段落の記載については、第3の1についてと第3の1の(2)についてとすでに述べた理由と同様の理由から、「また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。」との記載は削除すべきである。

28 裁量的開示についての審査基準が、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準に引き続いて示されていないことから、示すべきである。パブリック・コメントの対象としないまま勝手に審査基準を定めることは極めて不相当であるから、本件の審査基準のうち裁量的開示に係る部分については改めてパブリック・コメントの手続きを実施すべきである。特定の部分についてのみあえてパブリック・コメントの手続きから除外するということは、裁量的開示をすべき場合に該当するのにこれを行なわなかった場合には裁量の逸脱又は濫用があったとして不開示決定の取消事由に当たることからして、裁量的開示の規定は重要な箇所であることに鑑みても、本件の審査基準を定めることに係り千葉県公安委員会と千葉県警察本部長の恣意的な判断を許すことになると言わざるを得ず、到底許されない。

29 第4において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「本条の適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することのないように厳正な運用が求められる。」という記載が削除されている。この削除された記載は、安易に存否応答拒否をすると、請求者の権利を不当に侵害

することとなるから厳密に適正に運用することを処分庁に課している重要な記載である。こうした記載を削除することは、存否応答拒否の適用に当たって、不祥事を隠蔽するためや、警察・公安委員会が少しでも知られたくないことを知られなくするためなどに、請求者の権利を侵害することが不当ではないとか安易な存否応答拒否が許されるとか、厳正な運用が求められないなどということにされかねず、少しでも不開示範囲を拡大させようとする意図があると言わざるを得ず、法の趣旨からしても到底許されるものではない。ゆえに、第4において、「本条の適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することのないように厳正な運用が求められる。」との記載をすべきである。

30 第5において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「本条は、他の法令等の規定により、自己の個人情報について開示、訂正又は利用停止等に関する手続が定められているときは、他の法令等の趣旨を考慮するとともに、重複を避けるため、他の法令等の規定との調整について定めたものである。」という記載が削除されている。他の法令による開示の実施との調整については、単に重複を避ける目的だけではなく、他の法令等の趣旨を考慮することもその趣旨としていることを明記したものである。法88条1項及び2項の規定が適用されると申請拒否処分となることから、最大限の開示を実施する観点からも、こうした趣旨目的を述べる記載は重要である。ゆえに、「本条は、他の法令等の規定により、開示請求者の保有個人情報について開示に関する手続が定められているときは、他の法令等の趣旨を考慮するとともに、重複を避けるため、他の法令等の規定との調整について定めたものである。」との記載をすべきである。

31 個人情報の保護に関する法律に係る審査基準は、殆どが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」と同様の表現となっている。しかし、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」においては記載されている「本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、何人も、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることを定めるものである。」という記載が、第6においては削除されている。この削除された記載は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により本人が被る不測の権利利益侵害の非人道性を強く示したものと解されるから、こうした記載を削除することは、個人の正当な権利利益の保護、自己情報コントロール権の観点からしても到底許されるものではない。また、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「本人の不安感に適切に対応するため」という記載が削除されている。この削除された記載は、個人情報訂正請求権制度が、単に「正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止する」という目的だけではなく、「本人の不安感に適切に対応する」ということをも目的としていることを明記するものであり、個

個人情報訂正請求兼制度の運用にあたって極めて重要な記載である。ゆえに、第6において、「本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するとともに、本人の不安感に適切に対応するため、何人も、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることを定めるものである。」との記載をすべきである。

32 個人情報の保護に関する法律に係る審査基準は、殆どが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」と同様の表現となっている。しかし、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」においては記載されている「訂正には、追加又は削除を含む。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。」という記載が、第6においては削除されている。「情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くこと」も訂正請求により求めることができることを明記する重要な記載であるから、こうした記載を削除することは、個人情報訂正請求権ないし自己情報コントロール権の観点からしても到底許されるものではない。ゆえに、第6において、「訂正には、追加又は削除を含む。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。」との記載をすべきである。

33 第7において、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準においては記載されている「「必要な調査」とは、訂正請求者が提出し、又は提示した訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類等を端緒に、訂正請求に係る誤りの有無及び内容並びに訂正すべき内容を確認するために行う必要な調査をいう。調査の方法は、当該個人情報に係る事務の性質等の事情により異なるが、客観的な判断を行うことができるようにできる限り具体的な資料に基づいて行うものとする。」という記載が削除されている。「訂正請求に理由がある」とは、行政機関等による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。」と記載されているとおり、法においても、「行政機関等による調査等」は行なわなければならないのであるから、こうした記載を削除することは、個人情報訂正請求権ないし自己情報コントロール権の観点からしても到底許されるものではない。ゆえに、第7において、「行政機関等による調査」とは、訂正請求者が提出し、又は提示した訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類等を端緒に、訂正請求に係る誤りの有無及び内容並びに訂正すべき内容を確認するために行う必要な調査をいう。調査の方法は、当該個人情報に係る事務の性質等の事情により異なるが、客観的な判断を行うことができるようにできる限

り具体的な資料に基づいて行わなければならない。」との記載をすべきである。

34 個人情報の保護に関する法律に係る審査基準は、殆どが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」と同様の表現となっている。しかし、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」においては記載されている「違法な提供があったことに鑑み、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。」という記載が、第8においては削除されている。こうした記載を削除することは、いったん、違法な提供があれば、野放しにしても許されることにもされかねず、最大限に個人情報を保護するためにも、到底許されるものではない。ゆえに、第8においても、「提供先に対しても、違法な提供があったことに鑑み、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、既に提供した保有個人情報を回収するなど、適切な措置を講じる必要がある。」との記載をすべきである。

35 第10の1の(6)において、「刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、法第5章第4節の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。」との記載があるが、平成29年12月に総務省行政管理局が発行した「解説 行政機関等個人情報保護法」の当該箇所にも、公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例審査基準の当該箇所にも、ともに、そうした記載がないことから、どこからその記載を引用したのか明らかにすべきである。

別紙2

「ご意見に対する県の考え方」

- 1 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づく新設案であり、その作成にあたり、用語や項目の整理をしました。
- 2 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 3 国の安全に関する情報は、法78条1項7号のイで事務事業情報として、国の安全の情報を不開示とする規定が定められているため原案のとおりとしました。
- 4 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 5 令和4年2月、個人情報保護委員会事務局作成「個人情報の保護に関する法律についての事務ガイド（行政機関等向け）」にもあるとおり、開示がかならずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、原案のとおりとしました。
- 6 法第78条第1項第2号に「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とあり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は不開示情報となると定められているため原案のとおりとしました。
- 7 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 8 御意見を参考に
 - ・千葉県情報公開条例第8条第2号ただし書きイ
 - ・「妻子」から「配偶者や子」に表現を改めました。
- 9 新設案は法の審査基準として定めたものです。
頂いた御意見の内容は、法に基づいて行われる手続上の内容であり、開示・不開示の判断を行うための審査基準に記載するものではないと考えるため原案のとおりとしました。

- 10 新設案は法の審査基準として定めたものです。
御意見の記載すべきである「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」については、新設案（第2 2 2-4（1））に同様の内容が記載されています。
- 11 御意見を参考に「千葉県情報公開条例では、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされているが、法においても、同様に不開示とはしない」と内容を改めました。
- 12 御意見について検討しましたが、文書構成に特段の問題は認められないと考えます。
- 13 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 14 新設案は法の審査基準として定めたものです。
御意見の記載すべきである「人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは(以下略)」については、新設案（第2 3 3-2）に同様の内容が記載されています。
また、法第86条2項及び第3項「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」については、法に基づいて行われる手続上の内容であり、開示・不開示の判断を行うための審査基準に記載するものではないと考え原案のとおりとしました。
- 15 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 16 新設案は法の審査基準として定めたものです。
頂いた御意見の内容は、法に基づいて行われる手続上の内容であり、開示・不開示の判断を行うための審査基準に記載するものではないと考えるため原案のとおりとしました。
- 17 御意見を参考に該当箇所を削除しました。
- 18 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 19 新設案は法の審査基準として定めたものです。

御意見の記載すべきである内容については、新設案（第2 6 6－5）に同様の内容が記載されています。

20 新設案は法の審査基準として定めたものです。

開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。

21 頂いた御意見を参考に、法第78条第1項第7号イ、ロについて記載しました。

22 新設案は法の審査基準として定めたものです。

御意見の記載すべきである「適切な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、新設案（第2 7 7－1（2））に同様の内容が記載されています。

23 新設案は法の審査基準として定めたものです。

開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。

24 新設案は法の審査基準として定めたものです。

御意見の記載すべきである内容は、新設案（第3 1）に同様の内容が記載されています。

25 新設案は法の審査基準として定めたものです。

開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。

26 新設案は法の審査基準として定めたものです。

開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。

27 新設案は法の審査基準として定めたものです。

開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。

28 裁量的開示は行政機関の長等の高度の行政的判断により実施されるものであり個別具体的な判断をせざるを得ず、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると考えます。

29 新設案は法の審査基準として定めたものです。

法第81条の適用に当たっては、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。

- 30 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 31 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 32 新設案は法の審査基準として定めたものです。
開示等の判断に当たっては、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 33 新設案は法の審査基準として定めたものです。
御意見の記載すべきである「必要な調査」については千葉県個人情報保護条例では明記されていましたが、法では明記されていないため原案のとおりとしました。
- 34 新設案は法の審査基準として定めたものです。
ご指摘の点については、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。
- 35 新設案は各種資料を参考にし、千葉県公安委員会及び千葉県警察本部長が定めたものです。